

京田辺市認定こども園整備運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

京田辺市では保育所等への入所希望者が増加し、地域における子育て支援ニーズが求められ、早急な対策が必要となっています。また、就学前施設の再編整備を進めるなかで、草内地域で認定こども園を整備し、運営していただく事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 施設種別 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)

(2) 予定地 京田辺市草内法福寺1-1、2-1、26、八田4-1(市有地)
・ 約2,700m²+600m²(間に市道があります。
・第一種低層住居専用地域 建坪率60% 容積率100%
・住宅地

(3) 賃付料	年 度	R7～R11	R12～R16	R17～
	賃付料(月額)	無償	200,000円 (月額)	別途協議

(4) 園舎等 建物の構造、設備については、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」、「消防法(昭和23年法律第186号)」、「京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)」、その他法令を遵守してください。

(5) 開設時期 令和9年4月1日

(6) 定員 ①1号認定こども 3歳15人～25人、4歳15人～25人、
5歳15人～25人
②2・3号認定こども 120人～150人程度
0歳は3人以上で、0歳≤1歳≤2歳≤3歳≤4歳≤5歳のように構成してください。

3 運営について

(1) 京田辺市と運営法人は、認定こども園法第34条第2項に定める協定を締結します。
(2) 市立草内保育所及び市立草内幼稚園の在園児については、新設こども園へ移行することを基本とします。新設こども園への通園を希望する在園児については、入園させてください。

- (3)休園日は原則として、日曜日、祝休日、年始年末としてください。
- (4)平日の開園時間は午前7時から午後7時までの12時間以上としてください。
- (5)調理施設を設置し、自園調理の給食を提供してください。
- (6)やむを得ない場合を除き、応募申請時の施設長予定者を開設時の施設長として常勤配置してください。
- (7)安定した保育を実施するため、できるだけ正規職員として採用し、配置基準以上の配置に努めてください。
- (8)施設型給付費は、国の示す公定価格とします。
- (9)運営費補助は、京田辺市保育所等運営補助金交付要綱(昭和54年京田辺市告示第32号)の定めるところによります。

4 整備補助金等

(1)整備補助金

本事業は、こども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金(以下、「国補助金」という。)」の事業採択を前提としており、整備補助金については、国補助金を受けられる場合にその交付要綱に基づき市の負担分も含めて補助を行います。ただし、補助対象事業とならなかった場合や、本事業に係る予算が成立しない場合は事業化を中止することがあります。また、補助金額については、予算の範囲内といたしますので、あらかじめご了承ください。

- ・整備補助金の交付を受けようとする場合、補助金の内示通知(選定後の準備が支障なく進んだ場合、令和8年2月頃予定)があるまで、工事着手は認められません。特に内示通知以前に実施設計の契約がなされている場合は、補助対象とならないため、スケジュール設定や契約時期について十分にご注意ください。
- ・補助事業により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じことがあります。
- ・補助金額は、内示額(交付決定額)を上限とします。
- ・補助金額の算定方法については施設整備交付金担当者にお問い合わせください。
- ・整備費補助金の交付時期は、整備事業の実績報告後となります。
- ・「京田辺市保育所等施設整備費補助金交付要綱(平成30年京田辺市告示93号)」に規定する内容をご理解の上、応募ください。詳しくは、保育幼稚園課担当者にお問い合わせください。

(2)交付の条件

- ・工事に係る入札は、京田辺市の公共工事における手続きに準拠してください。
- ・地元への説明を運営法人で行ってください。
- ・入札の執行については、公告等も含め、事業者自身で行ってください。

5 応募条件

次の要件をすべて満たしていること。

- (1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人であること。
- (2)令和7年4月1日において、京都府内で児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は、認定こども園の良好な運営実績が3年以上あること。
- (3)認定こども園法第17条第2項の各号の規定に該当していないこと。
- (4)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第2項に規定する同法第31条第1項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各号に該当していないこと。
- (6)応募する法人、法人の代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者に該当していないこと及び同法第2条第6号に規定する者が法人の役員に就任し又は経営に関与していないこと。
- (7)公租公課を滞納していないこと。

6 失格

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

- (1)選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2)応募申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3)応募書類の記載内容の齟齬があった場合
- (4)この募集要項に違反し、または著しく逸脱した場合
- (5)その他不正行為があった場合

7 応募方法

(1)募集要項等

令和7年6月1日から募集要項及び応募書類関係を京田辺市のホームページに掲載しているので、様式等はそちらからダウンロードしてください。

(2)応募の事前登録

応募する場合は、参加表明書(事前様式1)に必要事項を記載のうえ、事前登録を行うこと。事前登録をしていない事業者は、受付を行いません。

ア 事前登録受付期間

①持参する場合は、令和7年6月2日(月)から令和7年6月23日(月)までの土日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分

②メールで提出する場合は、令和7年6月23日(月)午後5時15分必着。なお、届いているかを電話で①の時間帯に確認すること。郵送では受付を行いません。

イ 受付場所

こども未来部保育幼稚園課(京田辺市役所2階)

ウ 受付メールアドレス

hoikuyouchien@city.kyotanabe.lg.jp

(3)応募書類受付期間

令和7年6月25日(水)から令和7年7月25日(金)までの土・日・祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分

(4)応募書類受付場所

こども未来部保育幼稚園課(京田辺市役所2階)

(5)応募申請書類

応募書類チェックリストに記載された書類および添付書類
(京田辺市ホームページからダウンロードしてください。)

(6)提出部数

・提出書類 正本1部＋副本8部

応募書類一覧で指定したインデックスを付け、それぞれA4ファイルに綴じて提出してください。A3判の書類は片袖折にして綴じてください。また、ステープラーは使用しないでください。

・提出書類のデータファイル(CD化等) 1部

(7)留意事項

・応募申請書類提出の際は、持参してください。(郵送不可)

・受付時の書類確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。

・ファイルの表紙及び背表紙に事業者名を示してください。

・応募申請書類は、様式の定めがある場合を除き、原則、A4縦型、横書きで作成してください。(図面類はA3サイズも可)

・応募申請書類及び添付書類に不備や記入漏れがないか確認の上、提出してください。

・京田辺市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

・応募期間中は応募申請書類の差し替えが可能ですが、応募期間終了後は京田辺市が指示した事項を除き、原則差し替え等はできません。

・応募申請書類は、原則「京田辺市情報公開条例(平成10年京田辺市条例第12号)」に基づく公開対象となります。ただし、第9条に規定する開示をしないことができる情報は除きます。

・提出された応募申請書類等は、返却いたしません。

(8) 質問の受付

ア 質問は質問票(事前様式2)をメールで送付してください。原則として、電話及び来庁での質問は受け付けません。

イ 質問は令和7年6月30日(月)まで受け付します。また、回答は随時ホームページにて公表します。

8 事業者の選定

(1) 選考方法

選考は、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が行い、整備運営事業者候補を決定します。

(2) 書類審査

募集要項に規定する条件等について、応募申請書類等により審査します。

(3) 面接審査

ア 開催日

令和7年8月下旬頃（詳細は応募書類提出者へ通知します。）

イ 開催場所

京田辺市役所（予定）

ウ 実施要領

・1事業者につきプレゼンテーションを30分、質疑応答を20分とします。プレゼンテーションの内容は、応募書類についての説明とします。

・出席者は、法人理事長（又はそれに準ずる者）と施設長予定者や主幹教諭予定者、及び設計事業者の担当者等、法人の代表として責任をもって対応できる者4名以内とします。

・使用する書類は、応募時に提出した書類のみとします。資料の追加提出は原則認めません。ただし、プロポーザル用にパワーポイントを使用する場合は、事前に問い合わせてください。

。

(4) 審査項目

ア 事業者の基本姿勢

イ 経営状況及び運営実績

ウ 施設整備計画

エ 職員体制及び保育内容

オ 保護者及び関係機関との連携

カ 安全管理・危機管理等

(5) 審査結果

選定結果は、全応募者に通知するとともに、選定された事業者の名称等を京田辺市のホームページに掲載します。

(6) 選定の取消し事項

指定の期日までに開設できないことが明らかになった場合は選定を取り消します。

10 スケジュール(予定)

1 事前登録期間	令和7年6月2日～6月23日
2 応募申請期間	令和7年6月25日～7月25日
3 面接審査	令和7年8月下旬頃
4 選定結果通知	令和7年9月頃
5 整備補助金協議	令和7年10月頃
6 整備補助金内示	令和8年2月頃
7 設計・入札・着工	令和8年2月以降
8 設置許可申請書	令和8年11月頃
9 竣工	令和9年3月中旬まで
10 開設	令和9年4月1日

11 問合せ・書類提出先

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80番地

京田辺市役所 こども未来部保育幼稚園課 保育支援係

TEL0774-63-1310 FAX0774-63-1567

e-mail:hoikuyouchien@city.kyotanabe.lg.jp